

# 大阪・関西万博を見据えた「高付加価値旅行者」誘客プロモーション等業務委託要求水準書

## 第1章 総則

### 1 業務名

大阪・関西万博を見据えた「高付加価値旅行者」誘客プロモーション等業務（以下「本業務」という。）

### 2 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

### 3 本件の提案上限金額

上限金額 8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 目的

高付加価値旅行者層の誘致は域内消費額が拡大するだけでなく、その地域独自の様々な体験を通じて、観光以外の多様な産業経済を含めた経済活性化や持続可能な地域の実現につながるなど、取り組む意義が大きい。

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）では、令和4年度より国・市の補助金等を活用し、「地域一体となった高付加価値な観光地域づくり」を推進するため、事業者施設のハード改修やサービスの向上に取り組んでいるところである。

本業務では、大阪・関西万博を見据え、姫路市が有する観光資源を、ビューローがターゲット市場に定める11ヵ国・地域の高付加価値旅行者層を顧客に持つ旅行会社やメディアを中心にプロモーションを行うことで、高付加価値旅行者の旅行先としての姫路市の認知度向上及び誘客に繋げる。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 提案する業務全般に関わること

[高付加価値旅行者誘客プロモーションにおけるターゲット]

ビューローでは、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」も念頭に、ターゲット層を欧米豪・一部アジア（下表参照）を中心とした高付加価値旅行者のうち、特に1回で現地における旅行消費額が100万円以上（宿泊費を除く）の層を設定している。さらに、「伝統文化などのホンモノ体験やエコツーリズム・サステナビリティ、一生に一度の体験といったものを重視するモダンラグジュアリー層をターゲットとする。

[ビューローの定めるターゲット市場]

最重点市場	台湾・フランス
重点市場	英語圏（イギリス・アメリカ・オーストラリア）、タイ
注視市場	スペイン、ドイツ、中国、香港、韓国

[ビューローのインバウンド事業で定めるビジョン・コンセプト]

- ・城下町姫路での“ホンモノの歴史文化&食”の感動体験を通じて「泊まって旅する」観光地へ！
  - ・姫路が培ってきた色とりどりの 風土（文化）とフードを楽しむガストロノミーツーリズム
- ※別紙参考資料①「地域特性分析」参照

**(2) B to B 向け提案資料（セールス資料）の作成**

① 趣旨

ビューローが定めるターゲット市場において、現地旅行会社への訪問や商談会等でのセールス活動に使用する提案資料を作成するもの。

② 業務内容

- ・データ作成 2 種類（日本語版・英語版）：PowerPoint 形式（横 16:9）で作成すること。  
※ビューローが容易に編集、印刷できるように作成すること。
- ・英語版はネイティブによる校正を行うこと。
- ・資料印刷各 200 部：両面印刷 / フルカラー / 横向き長編綴じ  
※表紙・裏表紙は上質な紙使用
- ・資料作成に係るデザインや誌面構成を行う際に、別紙①参考資料「地域特性分析」及び別紙参考資料②「B to B 向け提案資料 作成のポイント」を参照すること。

③ 成果物

成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B to B 向け提案資料（日本語版・英語版）の PowerPoint データ</li> <li>・ B to B 向け提案資料（日本語版・英語版）の印刷 200 部</li> </ul>
-----	---

④ 成果物納品日時

令和 6 年 9 月 10 日（火） 午後 5 時まで

※データは電子メールにて納品し、紙資料はビューロー事務所へ持参又は郵送により納品

⑤ その他

ビューロー運営の HP に掲載の写真及び動画素材は使用可能とする。

- ・HP 姫路観光ナビ「ひめのみち」→<https://www.himeji-kanko.jp/>
- ・HP 「Visit Himeji」Official Website →<https://visit-himeji.com/en/>

### (3) 旅行会社や有識者等の招聘（着地型体験コンテンツ「姫路プレミアムプラン」の検証）

#### ① 趣旨

旅行会社、ランドオペレーター、高付加価値旅行市場に精通した有識者等を招聘し、1泊2日のファミトリップを実施することで、被招聘者に対し商品造成を促すもの。また、被招聘者から意見を聴取することで、コンテンツのブラッシュアップに繋げる。

#### ② 業務内容

- ・ファミトリップは1泊2日で、2回以上実施すること（1回あたり5名程度）。
- ・ターゲット層に対して、姫路市の観光資源を含む旅行商品の造成に意欲的な旅行会社、また対象市場に知見を有する有識者を招聘すること
  - ※事前に被招聘者候補のリストを作成すること。
  - ※最終的な被招聘者は、ビューローと協議し決定するものとする。
- ・着地型体験コンテンツ「姫路プレミアムプラン※」を行程に入れつつ、高付加価値旅行者に訴求したい施設・コンテンツを含める。
  - ※世界遺産姫路城での特別体験  
（貸切プラン・非公開エリア特別見学・伝統芸能鑑賞&体験・伝統工芸等）
  - ※書寫山圓教寺での特別体験（僧侶と巡るプライベートツアー・特別公開・特別体験等）
- ・1泊2日のファミトリップの行程が、将来的な現地ツアー（或いは部分的なカセット販売プラン）となる想定を加味して提案すること。
- ・参加者アンケートや意見交換等の機会を設け、得た情報を分析し、検証を行うこと。
- ・ファミトリップには受託者と全国通訳案内士が同行し、行程管理等を行うこと。
- ・主な経費積算項目は、被招聘者の居住地からの姫路市への移動（往復）及び滞在中に係る経費\*とする。

\*宿泊費（1名1室/1泊朝食付）、滞在中の飲食費用（昼2、夕1）、姫路市内の移動に係る専用車の借上げ費用、施設入場やコンテンツ利用に係る費用（姫路プレミアムプランの参加料は除く）、姫路土産、被招聘者との意見交換会に係る会場代など

#### ③ 成果物

成果物	・実績報告書
-----	--------

#### ④ 成果物納品日時（公開予定日）

令和6年12月25日（水） 午後5時まで 電子メールにより納品

#### ⑤ 実施日

ビューローと協議のうえ決定（令和6年10月から11月を想定）

#### (4) 「高付加価値旅行者」誘客プロモーション

##### ① 趣旨

(2)及び(3)の業務で取り扱う姫路市の観光資源について、B to Cを中心とした「高付加価値旅行」をテーマとした誘客プロモーションを行うことで、姫路への来訪動機を高め誘客促進を図る。大阪・関西万博を見据え、ビューローのビジョンやコンセプトの実現に寄与するようなプロモーションを行うもの。

##### ② 業務内容：【A】及び【B】の共通事項

- ・ターゲット市場の特性、対象となる高付加価値旅行者層のニーズを把握した上で、下記【A】或いは【B】の手法の組み合わせによりプロモーションを行うこと。
- ・プロモーションの市場は欧米豪市場とする（ビューロー設定の重点市場を中心とする）。
- ・B to Cへのプロモーションを中心とするが、対象としてB to B（旅行会社等）を含めても構わない。
- ・複数の手法によるプロモーションの提案を行うこととし、対象市場、ターゲット及び各業務に係る概算経費等を明記すること。
- ・各プロモーションを行うにあたり、「現状の課題・期待される効果・KPI・プロモーション効果の検証及び分析手法」を明確にした企画書を作成し、事業完了後に結果について考察を含め実績報告書を提出すること。

##### 【A】 広告媒体等を活用したプロモーション

a) 広告宣伝	雑誌・新聞などの広告、テレビCM、Web 広告、SNS 広告、交通広告、駅構内や街中などの屋外広告など
b) パブリックリレーションズ	テレビ局や新聞社・雑誌社・オンラインメディアなどへのプレスリリース配信、イベント参加・開催によるメディア露出など
c) セールスポモーション	集客施設内へのポスター掲出、POP、DM、チラシ配布など
d) 人的セールス	旅行会社やメディアへの訪問セールス、旅行博等でのPR
e) SNS、インフルエンサー活用	SNS の運用やインフルエンサーの活用、SNS 広告、SNS 上でのキャンペーンなど
f) その他	テーマ特化型のプロモーション

【B】 広報媒体等を作成してのプロモーション

<p>g) PR 動画の作成</p>	<p>ビューローのインバウンド事業で定めるビジョン・コンセプトの実現を目指し、欧・米・豪市場を中心とする B to B 並びに B to C に向けて訴求するための PR 動画を制作。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画、校正、映像作成（撮影、映像調達等）、編集（映像加工・編集、音楽挿入等の編集作業、一部英語テロップの挿入等作業）等に係る一切の業務。</li> <li>・1分以内のショート動画として、横サイズ（WEB用）と縦サイズ（Instagram用）を各1本以上制作すること。</li> <li>・データはMP4形式とすること。</li> </ul>
<p>h) 特設 Web サイトの制作</p>	<p>ビューローの定めるコンセプト・ビジョンに基づき、姫路市の観光情報を、ターゲットである高付加価値旅行者に届け、効果的かつ効率的な発信による誘客促進に繋げられる Web サイトの制作。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(2)の B to B 向け提案資料の情報を活用し、姫路市の高付加価値な観光資源を発信する特設 Web サイトにおいてランディングページ（LP）及び下層ページを制作すること。企画、設計、構築及びデザイン・データ作成等の Web サイト制作に係る一切の業務を行うこと。</li> <li>・対象言語は英語とする。</li> <li>・ソフトウェア、ハードウェア、セキュリティ対策について、本業務の主旨に沿って必要に応じた適切な仕組みを構築すること。</li> <li>・Web サイトはパソコン及びスマートフォンに適した表示ができる仕様とすること。</li> <li>・Microsoft Edge や Google Chrome、Safari 等の一般的なブラウザで支障なく閲覧可能なものとする。</li> <li>・ユーザビリティを考慮し、表示速度や見やすさを意識した構成とすること。</li> <li>・Web サイト設置にあたってはビューローが指定した業者にアップロードファイル一式を納品し、アップロード作業の依頼を行うこと。納品に係る費用は、本事業に含めるものとする。</li> </ul>

③ その他

ビューロー運営の HP に掲載の写真及び動画素材は使用可能とする。

- ・ HP 姫路観光ナビ「ひめのみち」 → <https://www.himeji-kanko.jp/>
- ・ HP 「Visit Himeji」 Official Website → <https://visit-himeji.com/en/>
- ・ YouTube 「姫路観光コンベンションビューロー公式」  
→ <https://www.youtube.com/@himejifilmcomission>

#### **(5) 独自提案**

本要求水準書の記載事項以外で、本業務に効果的であると考えられる事項があれば提案すること。ただし、実施要領記載の提案上限額内で実施できることを条件とする。

(大阪・関西万博を見据えた関西エリアからの誘客施策、機運醸成、大阪や京都滞在の外国人観光客の行動変容による誘客施策など。)

#### **(6) 報告書の作成**

上記(2)から(7)に伴う事業内容と実績について、各施策ごとに報告書を作成し提出すること。なお、提出期限は各施策終了後1ヵ月以内とする。また、令和7年1月31日(金)までに全事業の実績を記載した完了報告書を提出すること。

#### **(7) その他上記に付随する業務**

- ・業務の進捗管理や円滑な遂行を目的に、定期的にビューローとの打ち合わせを行うこと。
- ・事業終了時には、その時点で市場動向や本事業の実施結果等をふまえ、今後の高付加価値化旅行者市場向けのプロモーション手法について提案すること。

## 第2章 一般事項

### 1 適用範囲

この要求水準書は、大阪・関西万博を見据えた「高付加価値旅行者」誘客プロモーション等業務委託に適用する。本業務の受託者は、この要求水準書に定めない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、ビューローへ提案し、受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

### 2 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及びビューローの契約約款によるものとする。

### 3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。
- (2) 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届と併せてビューローに提出し、ビューローの承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、前号の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。
- (5) 受託者は、必要に応じ進捗状況をビューローに適宜報告するとともに打合せを行うものとする。

### 4 実施報告

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、この要求水準書及びビューローの契約約款に定める書類の提出を行うものとする。本業務の完了に際し、実施した事業に係る必要書類及び電子媒体一式（電子媒体については、ビューローが指定するファイル形式で提出すること。）をビューローに提出するものとする。成果物の作成及び編集等に当たっては、あらかじめビューローと協議の上、作成するものとする。

提出先は、ビューローとする。

### 5 検査

受託者は、業務完了後、ビューローの契約約款に定める手続を経て、ビューローの検査を受けるものとする。

本業務は、ビューローによる検査の合格をもって完了とする。ただし、納品後、成果物の記載内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は、責任をもって速やかに訂正するものとする。

## 6 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、ビューローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかにビューローへ返還するものとする。

## 7 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、ビューローと受託者が協議の上、別途実施するものとする。

## 8 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 委託料は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、ビューローの担当者の検査の後に支払うものとする。
- (3) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。
- (4) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）の規定を適用する。
- (5) 受託者は、条例、規則等諸法令を遵守すること